

平成30年度 第4回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について

平成31年1月21日
医療・保険課

- 1 日 時 平成30年12月20日(木) 午後1時30分から3時20分まで
2 場 所 中部総合事務所講堂
3 出席者 市町村国民健康保険主管課長、国民健康保険団体連合会 等
4 主な内容

これまでの第1回から第3回連携会議での検討結果を踏まえ、平成31年度の納付金等の算定に向けた作業や今後の保険料水準の平準化について、次のとおり進めていくことで最終的に合意。

(1) 平成31年度納付金の算定等について

ア 算定方法に係る主な合意内容

項目	平成31年度納付金の算定方法(※)	現行(平成30年度)
①医療費指数の反映係数 α の設定	医療費水準を反映する($\alpha = 1$)。	$\alpha = 1$
②応益分と応能分の比率を決める所得係数 β の設定	$\beta =$ 県平均とする。	$\beta =$ 県平均
③賦課限度額	国の政令基準で統一する。	国の政令基準
④納付金・標準保険料(税)率の算定に係る算定方式	3方式(資産割を除く所得割、均等割、平等割)とする。	3方式

※平成31年度納付金の算定方法は、現行(平成30年度)と同様。

○医療費指数の取扱について

- ・将来的に医療費指数を反映させない方向とする点では、全ての市町村で異論なし。
- ・ただし、医療費係数を反映させないこととする時期については、「早期を希望」、「平成32年度から導入」、「平成32年度から0.5など段階的に実施」など意見が分かれたため、平成31年度は現行どおりの算定方法($\alpha = 1$)とする。
- ・平成32年度以降の納付金の算定に向け、医療費水準の反映をはじめ保険料水準の平準化について検討を進める。

イ 納付金関係のスケジュールについて

- 12月28日 国から県へ納付金確定係数の提示(実質的に平成31年度納付金算定のスタート)
- 1月上旬 県から市町村へ納付金額の内示
(市町村は、平成31年度予算や保険料率決定等の作業開始)
- 4月上旬 県から市町村へ納付金額の通知

(2) その他報告事項等

○鳥取県健診受診勧奨センター事業について

市町村の特定健康診査の受診率向上のために平成30年度から3市町村でスタートしたが、今年度の取組状況により実質的に受診率向上につながっていることから、平成31年度は新たに8市町村が検討している。

○保険証の統一について

国の平成32年度からの保険証の個人単位化に合わせ、本県としても被保険者の利便性の向上と市町村事務負担の軽減等の観点から、平成32年8月から全ての市町村が保険証と高齢受給者証の一体化した運用の統一を目指し、引き続き検討を進めていく。